

7 福祉及び利益の保護の状況

職員や職員の被扶養者の病気等に関して適切な給付を行うために、福岡県市町村職員共済組合において、短期・長期給付等の事業が行われています。

また、職員の安全と健康を確保するため労働安全衛生法等に基づき、安全衛生管理体制の整備や健康診断等を実施しています。公務中及び通勤途上の災害によって被災した場合には、地方公務員災害補償法に基づき、療養補償等の補償を行うこととなります。

なお、職員の福利の増進を図るため行橋市職員互助会が行う、共済給付事業及び福利厚生事業に負担金を出資しています。

(1) 職員の健康管理・健康診断実施状況

項目	概要	対象者
総合健診	職員を対象に年1回実施 実施時期（毎年10月頃）	全職員
精密検査	総合健診で要精密検査者に該当した職員を対象に実施	該当職員
総合健診事後フォロー	総合健診で要指導に該当した職員を対象に、保健師による個別指導を実施	該当職員
メンタルヘルス相談	行橋市産業医（精神科医師）による相談事業を月1回実施	希望した職員

(2) 共済組合

福岡県市町村職員共済組合に加入しており、主な事業は次のとおりです。

(ア) 短期給付事業

組合員とその家族の病気・けが・出産・死亡・休業または災害に対して、必要な給付を行う事業です。

(イ) 長期給付事業

組合員の退職・障害または死亡に対して、年金または一時金の給付を行う事業です。

(ウ) 福祉事業

①保健事業

- ・健康優良組合員、被扶養配偶者表彰事業
- ・指定宿泊施設の宿泊料一部助成事業
- ・リフレッシュ施設の利用料金一部助成事業
- ・はり、きゅう施術料の一部助成事業
- ・総合健診事業

など各種事業を実施しています。

②貯金事業

組合員から貯金を受け入れ、高利に運用し、組合員に還元することを目的とした事業です。

③貸付事業

組合員の臨時の支出に対し、その資金を低利で貸し付け、生活の安定を図るための事業です。

④物資事業

組合員の日常生活に必要な物資の購入に利便を図るため、所属所から推薦された商社と契約を結び、良い品をできるだけ安く、長期の分割払いで購入できるように設けられた事業です。

(3) 行橋市職員互助会

(ア) 予算・公費負担・会員会費等について

平成 20 年度	互助会予算額	24,321,000円
	公費負担	職員平均給料×5/1,000×498人×12ヶ月
	会員会費	職員平均給料×5/1,000×498人×12ヶ月
	会員数	498人

(イ) 各種事業について

①共済給付事業

項目	内容
結婚祝金	会員が結婚したときに支給する
出産祝金	会員又はその配偶者が出産したときに支給する
入学及び義務教育修了祝金	会員の子が小学校、中学校に入学したときには、入学祝金を、中学校を卒業したときには義務教育修了祝金を支給する
結婚賀式祝金（銀婚式）	会員が結婚し入籍時から25年が経過したときは、銀婚祝金を支給する
退職手当金	会員が在職期間1年以上で退職し、会員の資格を喪失したときに支給する
入院見舞金	会員が傷病のため引続き1ヶ月以上入院したときは、同一傷病につき1回を限度として入院見舞金を支給する
災害見舞金	会員が水震火災その他非常災害により、その生活に必要な財産に重大な損害を受けたときには、災害見舞金を支給する
弔慰金	会員又はその被扶養者が死亡したときに、弔慰金を支給する
永年在職祝金	会員が、在職25年、30年、35年になったとき、祝金を支給する
勤続30年表彰特別祝金	会員が、勤続30年になったとき、特別に祝金を支給する

②福利厚生事業

会員の福利を増進するために行う事業です。

事業内容としては、市役所対抗競技大会参加に対する助成金等があります。